

**平成２０年度第４回
広島市青少年と電子メディアに関する審議会**

- 1 開催日時 平成２１年３月２４日（火） １４：００～１６：００
- 2 開催場所 大手町平和ビル内 中区地域福祉センター５階ボランティア研修室
- 3 出席者
 - (1) 委員（５０音順）１０名中７名
小田委員、越智委員、河野委員、下田委員、平田委員、福田委員、松田委員
（欠席：石田委員、小野委員、豊田委員）
 - (2) 事務局（市）
教育委員会青少年育成部長、育成課長、育成課職員
- 4 公開・非公開の別
公開
- 5 傍聴人
３人
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 資料説明
 - (4) 議題
ア 広島市における平成２１年度の取組について
イ 電子メディア・インストラクターの活動支援について
ウ 携帯電話の利用状況等に関する保護者アンケートの結果について
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 7 議事録
別添のとおり

■開会

(事務局)

ただいまから、『第4回 広島市青少年と電子メディアに関する審議会』を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日ご出席の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の配席表、それをもって代えさせていただきますと存じます。

本日の会議ではございますが、広島大学大学院教育学研究科 石田委員、広島地区高等学校PTA連合会 小野委員、広島県警察本部 豊田委員、以上の3名がご都合により欠席されております。

なお、豊田委員におかれましては、本日付けで異動となっておられ、後任の方に、委員へのご就任をお願いするよう考えております。

それと、精神科医の河野委員におかれましては、少し遅れてこられるという連絡をいただいております。

委員定数 10 名に対しまして、現在ご出席の委員 6 名と過半数に達しておりますので、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

では、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。

ただいまの配席表のほか、委員名簿、次第、それと下田先生からの最後に資料説明がございます。このペーパーを 1 枚お付けしております。

それと、緑色のフラットファイル、こちらの方で前回までの議事録をお配りしております。差し支えなければ、ホームページで公開するよう考えておりますので、ご確認をお願いできればと思います。

それでは、これからの進行は越智会長の方をお願いいたします。

(越智会長)

第3回が 10 月だったそうですので、本当に半年ぶりに近い第4回の審議会ということになります。それでは、早速始めさせていただきます。

先ほどおっしゃったホームページ公開用の資料というのはいつ確認すれば、確認の時間を取った方がよろしいですか。

(事務局)

そうですね、今考えているのは今週中ぐらいにご確認いただければ、早ければ来週ぐらいに集められればというふうには考えておるのですが。

(越智会長)

ああ、そうですか、それでは、持って帰っていただいてお読みいただいたあと、何かお気づきのことがありましたら、こちらの事務局の方にお届けいただくと、そういうことでよろしいですね。

(事務局)

はい。

(越智会長)

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

ちょっと形式的なことを申し上げますけれども、この審議会は、「広島市審議会の運営等に関する要綱第8条及び広島市青少年と電子メディアに関する審議会の公開に関する取扱要領」に基づきまして、公開で開催させていただいております。

傍聴の方々にお願いがあるのですが、会議の開催中は静かに傍聴して、お配りしております傍聴要領に記載される事項を守っていただいたうえで臨んでいただくと。

また、傍聴者は会議場においては、会長若しくは事務局係員の指示に従っていただくということ。遵守されない場合には退場していただくことがございますので、よろしくご留意いただきたいと思います。

■議題1 「平成21年度における広島市の取組について」

(越智会長)

それでは、議題の方に入ってまいります。

議題1ですけれども、そこにございますように、「平成21年度における広島市の取組について」報告を事務局の方からしていただくことが第1ですね。それでは、ご説明、よろしくお願いいたします。

(事務局)

育成課長の石田でございます。

それでは、議題1の説明をさせていただくということでございますが、この説明に入ります前に、ちょっと皆さん、もう既にマスコミ等の報道でご存じかと思いますが、私ども広島市教育委員会の岡本教育長が、この3月31日をもって、4年の任期ということで退任するということになりました。その関係でちょっとバタバタしておりまして、本日、この審議会に欠席させていただいております。教育長の方からは、皆さんの方へ、くれぐれもよろしくというふうに伝言を預かっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの議題1の「平成21年度における広島市の取組について」、少し時間がかかるかと思しますので座って説明させていただきます。

お手元資料の1の方をご覧いただきたいと思うのですけれども、21年度ということですから、4月以降の本市の取組ということですが、今年度の取組も振り返りながら少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、私どもで、従前から教育部におるのですけれども、「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに係る事業概要」ということでございます。

取組の柱といいますのが、既にご存じのとおり、条例の中でも三つの基本方針ということで「電子メディアから青少年を引き離す」、「有害情報から守る」、「メディア・リテラシーの向上のため」という、この三つの柱を設けて取り組んでおります。

主な事業のところを見ていただきたいと思います。主な事業としては、「ノーテレビデー推進事業」。これも従前から、平成17年のモデル事業で実施し始めまして、本年と昨年ですけれども、平成20年度10月に実施いたしました。

参加は家族単位で申し込んでいただくということで、1万165家族の参加が本年度はございます。これは昨年度と比べて2,500家族ぐらい増えておりますけれども、20年度の新たな取組として、これまでは5日間チャレンジするというので、連続5日でもいいですよ、週に1日5週間でもいいですよとい

うことで進めてまいりましたけれども、裾野を広くということで1日チャレンジコースといいますか、初心者コースということで、1日、じゃあ、テレビを見ないでおきましょうというのを設けました。そうした関係で19年度に比べて平成20年度は1万165家族、数が伸びたということで。これは引き続き平成21年度につきましても10月に実施をする予定でございます。

それから、次の「電子メディア学習会」でございますが。これは、従前は、「子どものための電子メディア安全教室」ということで親子参加での学習会という形で開かせていただきましたが、平成20年度につきましては後ほど別紙でも説明させていただきますけれども、「電子メディア・インストラクター養成講座」という形で、内容はそういうインストラクターを養成するための講座として開催をしております。

20年度、参加45人ということで書いておりますが、これは8月1日、2日、5日間連続ということでかなりハードな、下田先生に講師をお願いしまして、ハードな中身の濃い講座であるということで、その11名の方にインストラクターの修了書をお渡ししまして、継続して、その後、市民の啓発に取り組んでいただいています。

この11名の方につきましては広島市のPTA協議会とタイアップしてやったということで、インストラクターの方も市のPTA協議会の推薦によってこの講座に参加していただいたということでございます。ですから、インストラクターになっていただいた方もほとんどがPTAの役員の方という現状になっております。それから、元役員の方ということで、広島で「おやじの会」というような活動をされたおられる方、そういった方が中心に今、11名活動しておられて。このそういう活動をしておられるということが口コミで広がりまして、今、2月末までで市内で17会場で講演会等啓発の会を講師として回って実施されておるといふふうにお伺いしております。

恐れ入りますが1枚めくっていただいて、別紙で「電子メディア・インストラクター活動について」というのをちょっと見ていただきたいと思います。そういう活動をして今はある意味では個々でやっていたいておるといふことになるのですけれども、これを組織的に会を立ち上げていただいて組織な活動にしていこうということで、昨年来、インストラクターの方々に集まっていたいて我々と協議してまいりました。それで、一応、何らかの名称は決まっていなかったのですけれども、何らかの会をつくりまして、そこで我々の方が事務局となっていていろいろスケジュールの調整とか等々を行いながら進めていこうということです。

それで、別紙の資料を見ていただくと、この会が我々の方で養成講座を開いたその修了者ということですが、この今審議会で昨年の6月にフィルタリングの基準について答申を出していただきました。その中に、抜粋でございますが、フィルタリング機能、点線で囲ったところを参考と書いております。

「フィルタリング機能に係る基準は保護者・学校関係者等の意見を反映したものとなるよう早急に検討していく必要がある」で、「このためには、有害情報を判断し、フィルタリング機能の精度及び効果を検証する人材の育成を図る必要がある」という答申を出していただいております。

この答申を受ける形で人材の養成を実施した養成講座を行ったということですが、その下に注に書いてありますけれども、答申の方で言っているのは、この矢印が太い矢印の出ている下側の方になると思います。一番右端に電子メディア・インストラクターの方々がいらっしゃって、子どもが電子メディアの遊び、どういう遊びをしているのか、そういったサイトの点検、それから、フィルタリング機能の検証を行っていただいて、場合によって不具合があれば私ども、それから、警察、関係者ということを通して事業者にも申し入れをしていくという考えであります。そうした検証する人材を育成するということでございます。

それからもう一方で、折角そういう情報といいますか、そういうものを持っておられるので、上の矢印ですが、啓発というところでも活躍していただこうということで、上の矢印で子どもと教員・保護者というふうに書いていますけれども、啓発を進めていただく。

ただ、いろいろ話をする中で、子どものところというのは、実は学校でも指導している、それから、私どもの広島市教育委員会でいえば、中央警察署とNTTドコモさんと教育委員会で協定を結んで携帯安全教室といったものを進めていこうということにしています。どちらかといえば、子どもの啓発というのですか、そういう役目の方は、そういった形で学校や、事業者あるいは警察というところにお任せして、中心は市民といいますか、保護者への啓発を電子メディア・インストラクターに担っていただこうというふうに話を行っております。

それで、一番下のところでございますが、下に囲っておりますが、「平成21年度事業」というところで、今、議会開会中で、もうすぐ議決されると思うのですが、我々の方で予算をある程度出させていただいております。

一つは電子メディア・インストラクターの養成ということで、今年度に続いて来年度も。今、11名でするので、少し負担も大きくなりますので、人数を増やしていくということで、引き続きインストラクターの養成を行っていききたいということです。

それからもう一つは、電子メディア・インストラクター活動の支援ということで、先ほど「会を立ち上げて」とお話ししましたが、会の活動ということで、携帯電話・パソコン等についての貸与、あるいはインストラクターさんが講演等に行かれたときに、交通費あるいは携帯電話の使用料というものが発生したものについて経費負担をしていこうというふうな予算措置も考えております。

もう1枚めくっていただくと、これは中国新聞の1月12日の記事をコピーさせていただいておりますけれども、携帯についてのシリーズで中国新聞の方で協力をいただきました。その中で、ここに紹介されておりますのが、広島市PTA協議会でインストラクター養成講座を受けていただいた森川さん、市のPTA協議会の副会長さんなのですけれども、この方が安佐南区の大塚小学校というところでPTAの保護者の方々40人集まっていたいただいたところでの研修会ですか、そういったことをやっておられるところの紹介をしている記事です。

この会の方で、担当課のお話にもありましたけれども、いわゆる親のセキュリティ、いわゆるペアレンタル・コントロールという保護者の管理者のもと、そういったことを含めて提言をいただいております。これも併せてご紹介させていただきたいと思います。

それからもう一つ資料1の方に戻っていただきまして、昨年条例制定をしたということで条例の趣旨あるいはフィルタリングについて啓発するということで、保護者向けにリーフレットを作成して市内の小学校5年生から高校3年生の全児童生徒を通して配っております。

これを今年度は市内の公立、私学含めて高校の方に既に新入生向けのものとしてお配りしております。できれば市立高等学校では校長会の方に協力をお願いして、入学説明会ですかね、そういうときに中学校の方からそのリーフレットを使って紹介をしていただくということになっております。

それから、中学生につきましては、この新1年生に対して、これは年度を改まって4月以降に配布していただくと、ちょっと枚数が足りませんもので、急遽、今、増刷しているという状況です。それで、1年生においては新年度になって、新1年生に配布したいというふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、今年度の取組も踏まえて、来年以降、インストラクター活動支援を中心に説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

■ 質疑応答

■

(越智会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明ですが、何かお気づきのご意見でもかまいませんけれども、ございませんでしょうか。どうぞ。

(松田委員)

いくつかあるのですけれども、まず、ノーテレビデーで1日コースを設けられたということですが、これ、具体的に、この参加人数の中で1日コースというのはどのくらいの割合であったのかということと。

それから、その電子メディア・インストラクターですが、これは今、総務省とか警察庁が「e-ネットキャラバン」とか「e-ネット安心講座」とかされていると思うのですけれども、そこのすみ分けというか、振り分け若しくは連携についてはどういう形になっているか。

それと、高校の場合に市立高校とおっしゃいましたが、市内でいえば県立高校が多いわけですね、公立高でいえば。そちらの方はどういうふうになっているのか。その3点をお願いします。

(事務局)

はい、まず1点、ノーテレビデーの状況ですが、今ちょっと細かな数字は持ち合わせておりませんが、先ほど言いました1万165家族のうち1日のみの参加が4,420家族ということで、半数弱が1日コースということで、ちょっと安易な道を開いたかなという反省もありますけれども、裾野を広げたということでご理解いただきたいと思います。

それから、インストラクターの活動と、いわゆるe-ネットキャラバンとか、警察もやっているのですよね、サイバー関係の取組として学校での安全教室をやっています。

先ほど言いましたが、e-ネットキャラバンとか、できれば子どもたちを対象にやっている。事業者の方も、e-ネットキャラバンの中心になっているのは携帯事業者が中心になって進んでおられると思うのですが、ノウハウを、やはり、もうかなり早くからこういう安全教室をやっておられるので、事業者のノウハウを持っておられる、そういう啓発のということで、子どもさんを中心に学校での安全教室等でやってもらったらなと思っています。

ちょっと先ほどの繰り返しになって申し訳ないのですが、この我々の方の電子メディア・インストラクターについては、PTAあるいはPTAの役員だった方が中心ですので、同じ保護者に近い立場あるいは同じ保護者の立場でお話ができるという強みがございますので、そういう保護者への啓発を中心に据えてやっていくというすみ分けをしていきたいなと、こういうふうに考えております。

(下田委員)

このインストラクター養成のプログラムの内容は私がつくっておりますので、もう少し踏み込んで。今のご説明でいいと思うのですが、説明をさせていただきたいと思います。

実は、私はe-ネットキャラバンを立ち上げるときの最初のテキストの相談をさせてもらった者です。マルチメディア振興財団という財団がありまして、そこがe-ネットキャラバンのコンテンツをつくったわけです。私もそれに相談を受けてアドバイスをしました。

そのe-ネットキャラバンの現状から、どうもあまり人気がないということで、再度、私に総務省から内容についてアドバイスがほしいというので、先般出かけて行って話もしました。

それとの関係で市民インストラクターとの違いを少し説明をいたしますと、一つは、例えば、携帯を子どもに与えないという選択肢で啓発活動をしていない。与えないという選択肢を入れていない。そこは前から彼らは限界だということを認めています。

それから、ペアレンタル・コントロールという考えが入っていないので、これは保護者向けには限界があるだろうということについては、e-ネットキャラバン側もあげております。

そういうことではなくて、子育て、教育の助けになるための啓発活動を市民サイドでやってみてはというので、群馬県、鳥取県、それから、茨城県等でやってきた内容が広島市でも使われているということになります。

以上です。追加して説明しました。

(越智会長)

ほかにありませんか。

(事務局)

すみません、もう1点、ご質問がありましたので。

高等学校へのリーフレットの配布ですけれども、市立だけでなく県立、それから、私立の高校も市内に所在がある高等学校には全てリーフレットは配布をさせていただいて、新規の高校1年生の保護者への配布をお願いしているところです。

特に市立については校長先生方が快くご了解いただいて、新入生の入学説明会に配って、学校の方から説明をするからというふうに言っていたいたということでございます。

(越智会長)

私も一つだけ、前から気になっていたことがありますので質問させていただきたいのですが。取組の柱、三つございますよね、そのうちの一番上の「引き離す」という取組なのですが、その具体的な事業としてはノーテレビデー推進事業というのがありましたけれども、これ、対象はどういう子どもたちが対象なのでしょうか。

(事務局)

対象といいますか、家族が対象ですから。

(越智会長)

ええ、ええ、どういう子どもがいる家族が対象なのですか。

(事務局)

この案内を市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の方に、それから、国立も含めてですけれども、幼稚園、保育園、これも公立・私立も含めてですけれども、それから、国公立の小学校、中学校ということで。

(越智会長)

中学校もですか。

(事務局)

ええ、中学校まで。

(越智会長)

ああ、なるほど。低学年なら分かるわけですね。テレビというと当然、電子メディアの一部だということですから、なるほどね。

でも、中学生というのはどうなのですかね。つまり、これは、要するに情報機器になるべくふれない時間を確保して、その時間で、例えばコミュニケーションとか、あるいは本を読むとか、別のいろいろな有意義な活動しようという計画ですね。

(事務局)

はい、そうです。

(越智会長)

うん、例えば、中学生ぐらいになったらあれがあるのじゃないですか。例えば情報教材を用いて自分で学習するなんていうことも結構ありますよね。そういうのはこれに入るのですか、入らないのですか。

(事務局)

今、先生がおっしゃった、いわゆる自由教材、テレビで学習するというようなことかと思うのですけれども、我々は、週に1日とか選択肢を、週に1日、4日を見ないということにして5週間とか、月1回でもいいのですよ。

(越智会長)

テレビじゃなくて、もうパソコンの方が多いでしょうけれども、DVDとかいろいろな教材があるじゃないですか。あるいはネットワーク経由で、最近は塾とか、そういうところもいろいろな学習教材を用意して、ネットワークにアクセスしている子どもというのはそんなに少なくないですね。そういう時間というのはこれに入るのですか、入らないのですか。

(事務局)

ちょっと我々もあまり、まだそこまで想定していなかったもので。

(越智会長)

ああ、いやいや。

(事務局)

基本的にはテレビとゲーム機をしないようにしましょうと。

(越智会長)

ちっちゃい子どもだったらそれでもいいと思うのですけれども、中学生ぐらいだったらどうなのだろう、ゲームもほとんどネットワークでやっている子どもの方がひょっとしたら多いかもしれませんね。

(事務局)

だから、いわゆるゲームというふう to 考えればそれはやめましょうということになるのですが。そういうネットワークを通して学習するということまで、ちょっと我々も思い至っていないということはあるのですけれども。

(越智会長)

別に問題点が云々ではなくて、やっぱり、理念みたいなものはずっと生きていくわけですから、やはり、技術的な進歩とか世の中の変化というのは結構大きいですよ。ちょっとその対応を見つめながら、それが、かなりギャップが大きくなるといづれ変えなくてはいけないということになるのでしょうか、そのへんは考えておいた方がいいかもしれませんね。

(事務局)

はい、基本的には、理念のところだけで申しますと、テレビを見ない生活をやめましょうというところまではなかなか難しいかとは思いますが、見方を家族で話し合ひましょう、テレビを見るルールというのに家族でそこで気付きましょうということですね。

(越智会長)

ええ、時間の問題だろうと思うのです。やっぱり、長く情報機器に接していると、アディクションとかね、要するにある種のインターネット中毒なんていうことがありますけれども、それに捉われてしまうということがありますので、それを何とか防ぐような手立てを考えようというところが、やっぱり大事で。

ただ、テレビと限定しちゃうと、対象が何なのかなと思ったものですから、つまらないことを質問しました。

ほかにございませんか、何でもどうぞ。

(小田副会長)

今、先生のおっしゃっていることに関しては、以前、この会が始まる以前の我々一緒にやっていた「電子メディア対策推進会議」のところでも一時話題になったのは、いつまでテレビでやるのかという問題は我々の中でも話があったのです。

ですから、これはあくまでテレビという媒体を使って、しばらく電子メディアから引き離すという作業をやるという話で進んできたと思うのですけれども。今後ですね、もうその時代も、もう5年も続いていると思うのです、これが。もう変える時期じゃないか。これは私が強く言いたいことです。もう携帯というところに変える時期になっているのではないかという気持ちはここに係わっていて強く感じているのです。

テレビの問題についても、これもある種、問題がないわけではないのですが、もうそろそろ、それよりももっと問題がインターネット・携帯のところの方が、実際にやらすってことは大変な部分があ

るのですけれども、そういう活動を普及していかないと。

インストラクター養成に関しても限られた人間しか、45 名受けられた方が、今、11 名という話なのですけれども、なぜ 45 名のうち半数ぐらいにまでインストラクターになっていただけないのかなという疑問が一つあるのです。もしなっただけならば、啓発とかそういうものに関してもっともっと広がっていくと思うのです。

あまりそういう規制を、枠をあまりかきかちにしないで、もう少しゆとりを持ったことをやっていてもいいのではないかという気持ちがあるのですけれども、そのへんいかがでしょうか。

(事務局)

奥が深いところで、長くこの問題について取り組んできておりまして、おっしゃる部分も分かるところがあるのですが。

ただ、ノーテレビデーはノーテレビデーであり、今のテレビの現状と、それから、ゲームの現状について課題はありますので、教育委員会としても学校を通して基本的な生活習慣を子どもたちに身につけていくという、学校を通しての事業もございますので、それが、ちょうど 10 月にやっておりますので、それにリンクした格好で 10 月に事業実施していくということで、ノーテレビデー推進事業については、継続は継続でさせていただこうと思っております。

ただ、実際の今の喫緊の課題ということであれば、取組としては今、電子メディアという中でも携帯の問題が非常に大きくなってきているというのは私どもも共通の認識として持っておりますので、いろいろな取組をさせていただきたいと思っております。

それから、45 名。ああ、すみません、役所のずるいところで、この 45 名というのは延べ人数ですので、2 日間で 45 ということで、実数はその半数ぐらいなので、その半分の方が残っていただいたということになります。

実際は当日、岡山市から 5 名ほど、こういう講座をやるので、ぜひ、ちょっと聞きたいというような申し入れもあって、岡山市から 5 名来られたというようなこともあります。

そういったことで 20 名ぐらいおられたかと思うのですけれども、実際は 11 名の方が継続してやっていると、ご理解いただけたらと思います。

(越智会長)

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(平田委員)

いいですか、先ほど小田先生も言われたような、私も啓発とかメディア・インストラクターの活動というのはとても重要だと思っています。それで、要は 11 名じゃ、たぶん、少ないと思うのですが、大体何名ぐらいを目標にされているのかというのと。

あと、別紙の図を見ると、メディア・インストラクターが保護者や子どもから相談や情報提供を受けたりとして、何か問題があったら教育委員会や県警、業者に通報なりをするという仕組みになっていると思うのですが、これまで子どもや親から情報提供や相談、どんな相談を受けたのか、若しくはそれと通報をメディア・インストラクターの方がしたということ、これ、市が把握をもしされているのであれば教えていただきたいなと思います。

(事務局)

現状、先ほど言いましたようにメディア・インストラクター11名の方々が、要請を受けて内部で調整をされて講師に行くというような活動になっているということで。そうした意味で全体のどういう活動をやっているかとか、その中でどういうものが、どういう意見が出たとか、あるいは教材ですよね、教材についても共通の教材で、この人が話したらこうだったけれども、この人が話したら全然違う話だったというのもおかしいので、話の骨子になる教材は共有した方がいいのではないかなというようにも考えてまして、今後、今、ご質問のあった件については、これまでのことについては実は詳細については我々は情報を当初持っていません。

そういう意味でも会として立ち上げ、我々の事務局がはまることで、そういった具体的な調整あるいは情報収集のところで協力していけるのではというふうに思っております。

福田委員にインストラクターをやっていただいておりますので、具体的にはそこらのお話は福田委員の方で、もしあればお願いしたらというふうに思っております。

(越智委員)

福田委員、ご説明いただけますか。

(福田委員)

はい、私もまだ、一度だけ講座の方をさせていただいて、本当にまだ今からというところなのですが。皆さんのほかに講座をされている同じ仲間の話とか自分の体験からいうと、携帯の怖さを知らない方が、まだほとんどっていうことに本当にびっくりしています。この条例の存在さえ知らない方が、もうほとんどです。

それで、質問というか、それを聞いて、「どういうふうにしたらホームページが作れるの」とか、「どういうふうにしたらそこに入れるの」とか、本当にそういうのが出てびっくりする状態です。ですので、今からその活動をどんどんしていく中でいろいろな問題が出てきたりするのではないのかなというふうに思っているところです。

人数が少ないという部分を少し言わせていただきたいと思いますのですけれども、2日間の研修ということもあったのと、8月で本当にこの条例ができて間もないころだったということもあって、私たちもPTAに係わってこういうふうに役員をさせていただいているから知っているけれども、「一体、インストラクターって何？ この携帯の電子メディアのなんかよく分からないけれども、ちょっと行ってみて講習を受けてみようか」とか、そういうレベルで、なお、スタート、正直そうだったと思います。

そういう中で、今、広島市で11名残って、実際、本当にがんばって活動しようという意気込みになっているので、1回目としては少なくはないのじゃないのかなというふうに感じています。

(事務局)

すみません、インストラクター、目標数というのは別に決めてはないんですけれども、せめて倍増はしたいと、新年度の中でですね、最低倍増はしたい、20名ちょっとは確保したいなというふうな思いであります。

(小田副会長)

そのインストラクターの派遣についてなんですけれども、これ、ほとんど市内なのかということが1

点。

それから、我々、以前の青少年対策推進会議は、県内で市町村まで行ってやっていました。そういったことを今でもやっているのですけれども、そういう、やっぱり、広がりを持たないと、市内だけでやっても、はっきり言って市内しかその解消にはならない。伝統の世界ですから、県外もあれば国外もあるわけですから、そういうことをやっぱり、前提にしてですね、もっと、こう。岡山県から呼んでいただいたということは僕はすごくありがたいですね。

実は私も講習会に出たかったですけれども、はっきり言って、8・6の前、そういうものに興味のある人は8・6に絡んでいる人はほとんど出るわけではないのです。私も出たかったけれども出られなかったという。8・6に合わせるいろいろな行事も、ずっと何十年もそういうものに絡んでいる、社会運動をやられている方は出られていないのではないかという気持ちはしています。

ですから、もし今後、そういう講習会とかをやられる場合にはですね、単発ではなくて、やっぱり、時期を、シーズンをずらして。できれば予算も問題もあるでしょうけれども、2回、3回ですね、本当に自由に選択ができるような場所でやるというのも、これ、ひとつお願いしたいなということなのです。

その最初の、全体的な、これ、インストラクターの人たちだけのグループをつくったって、これはしょうがないのですね、啓発という話ですから。例えば、我々の今までやってきたところなんていうのは、電子メディア対策推進会議の協議会の私は福山支部にも行きましたし、もう三次にも行きました。もういろんなところに行っていますけれども、そういうことも含めた最低県内で動けるような活動に展開をもっていくような組織にしていけない限り、なかなか、これ、大きく広がっていかないと。下田先生のところなんかは群馬県という流れの中でやっていらっしゃるということを僕は聞いて、「ああ、いいな」ということを一番最初に感じたのでね。そのへんのところをどういうふうに進めていかれるのを、ちょっとお話しいただければと。

(事務局)

全く、このインストラクターさんには、こういうことをしますよというのは、市の方でも広報しないのです、全然。口コミで広がってここまでできているということでご理解いただけたらと思うのですけれども。市内で、2月末で17回ですかね。それ以外に市外、岩国を含めて2回というふうに伺っています。

もちろん、我々としては、まず、市内のところを重点的にやっていただきたいと思いますけれども、余力があれば市外についても、それは委員さんの中で、インストラクターの中で話をしていただければ行こうかなというふうに思っております。

それから、インストラクター養成については全くどういうふうに養成していくかというノウハウが昨年はありませんでした。それで下田先生の方にまるっきり丸投げでお願いしたようなことで、まあ、先生の都合もあって、3週間連続の講座ということで、なかなかしづらい、一般の方は土・日と続けて2日間出るとするのは難しいという状況があったところで。

今、我々の方で、来年度新規のインストラクター養成講座については初級編のところといたしますか、そのところは、今のインストラクターの人に今度は講師として養成に係わっていただけないかなというところで。時期的にも先ほども8月ということがありましたが、8月にずれ込んだのは、条例施行までにこの審議会を立ち上げたいとかバタバタしておりましたので、今度は、来年度は6月ぐらいにできないかなと。それも続けて2日ということではなくて、土曜日、土曜日とか、日曜日、日曜日とかで、そのへんで少し調整が必要でしょうけれども、もっと一般の方が出やすいようなインストラクター養成講

座にしていきたいなというふうに考えております。

(下田委員)

参考までにいくつかお話をしたいのですが、まず、時期については、私どもは「ここで」というふうに言われたので、集まりにくいだろうと私は地元じゃないのですがね、そういう気はしたのです。「まあ、そうだけどやってみたらどうか」ということでね。

しかし、それは、時期については改善はできるはずなのですね。あと、大体、そういう講座が開かれるということを知らないという、その周知の問題と、それから、窓口を広げていくということについては、少し参考までに群馬県とか京都市、それから、奈良市の市役所とか県庁ですから考えてきたこととやってきたことを少しお話ししますと、やっぱり、公募制がいいと思うのです。コアになる方は、芯になる方はできたのですから、それから公募制にして、群馬県でいうと3年で100人という目標を県が今検討しているわけです。民間からの提案で次回出てきている、そういうのが出てきている。私、ちょっとびっくりしているのですけれども。いろいろな方法でやろうということが一つです。

そのためにも、まず、こういう市民講座をやっているという周知をどうするか。公募制だと周知もしやすい。群馬県のケースでいえば、県のホームページ、それから、広報紙でこの講座の趣旨を配信して、そして、受付をする。そして、最小限、ひやかしといたら変ですが、全く不真面目な人もいる可能性もあるので、最小限、作文を出してもらおうと。こういう講座をどういう動機で受けるようになったかとか、いろいろなやり方があるでしょうが。そして、それを見させていただいて、受付をするというやり方をしております。

そして、群馬県は、もう今年で5年目になるのですが、最初に卒業、実践活動をした人が順番に私のもと、それから、群馬県のインストラクター委員会で取り決めた内容で参加をしてもらうということが一つですね。これは今までやってきたことです。

さらに群馬県の場合は、奈良県も京都でもそうなのですが、オンデマンド講座という発想が出ておりまして、三重県は一部それを始めたのですが、とにかく基本的に伝えるべきことを、講師といっても保護者、PTA相互の伝え合いというスローガンでやっている。知った人が知らない人に伝える、教えるのではなくて。伝えるという視点で広めていこうということで、オンデマンド講座の場合は約1時間半のビデオ講座を、三重県の場合は消費者センターの研修ネットワークで流しているのです。

(越智会長)

私もあそこでは収録しました。

(下田委員)

ああ、そうですか。それは携帯の学習ということでやると。

結局、私どもは、あとで少し説明しますが、科学技術振興機構から5か年間の私どもの研究室はシステム開発を委託されているのです。それは市民インストラクターをシステムティックに養成していく専門の情報通信システムをつくれと、それから、さらに、その市民インストラクターの活動を、例えば、携帯の専用サイトが増えていますから、皆さん、携帯の小さな画面でこうやって見ているわけですね。目が疲れたりするので、大きなパソコン画面で、パソコン画面から携帯サイトを見られていって、そして、見ているだけではなくて、記録を自動的にコンピュータの方でデータを取っているなんていう、そういうサポートシステムを受託しているのですね。

広島市の方にも私どもはそういう、インストラクター養成と養成されたインストラクターの活動をサポートするシステムをつくっていますので、参加なさいませんかという呼びかけをしております、現在。

これは国の事業ですから、そのための専用のパソコンとか通信機等は一切、国が持つというシステムなので、次年度は養成講座の継続とともにこのシステムの採用、実験に参加していただけたらというように今のところ思っております。

以上、補足で。

(越智委員)

今、何人ぐらい群馬県では、電子メディア・インストラクターの数はどれぐらいでいらっしゃるのですか。

(下田委員)

ライセンスを出しているのは45人ですね。

(越智会長)

5年の間で45人。

(下田委員)

そうですね。最後はもっと少なくなったのですが、だんだん増やして倍増になったので。

ただ、自主的に啓発活動に参加している方はですね、半分ぐらいですね。登録はしているけれども。これはやってみて分かったことなのですけども、実は啓発、皆さんの前で学校やPTAの会で話をするという人も必要ですが、実はですね、調べるだけの人が重要だということがだんだん分かってきたのですね。テレビのような媒体での、いわゆるリテラシーの啓発であれば、テレビの中の発信情報という処理というのは、番組、チャンネルの数くらいで大体決まってしまうのですが、インターネットの子ども遊び場みたいなのはものすごく多い。次々といいものも悪いものも増えているので、話す人、調べる人というふうに、今、分かれておりまして、群馬県の場合は調べる人が結構増えているのですね。そういう人は出前出張講座の活動はしていないのですけれども、裏方作業をやっているという傾向にだんだんなっていまして。それが今の現状ですね。

(越智会長)

ありがとうございました。

福田委員にちょっとお伺いしますけれども、これは一度お話をされたということなのですけども、周りの反響はいかがなのですか、もっとそういうネガティブな情報というような、そういうのを知っておきたいとか、そういうような声っていうのは入ってきますか。

(福田委員)

私が行ったところは保護者の方対象だったのですね。今、役員さん対象だったりとか、そういう意識を少し持っている方たちが対象ではなくて、本当に一般の参観日のあとに集まってくださいというところだったのですが。

20人ぐらい2回に分けて、低学年・高学年に分けて、20人、20人ぐらいだったのですが、最初とは

りあえず来てみましたという顔つきで見られているのですが、実際話をしていく中で、携帯を使って中に入っていくのを見せての講座に移ってくると、もう目の色が変わってきて、そのあとは5、6人残っているいろいろな質問をされていたので。知らないから放っている、でも、知ったら、ああ、こんなに違うのだな、反応がというのは感じるがありました。

(越智会長)

公の何か市民講座みたいなスタイルでやっていらっしゃるという話もありましたので。いろいろな見方で、もっと手軽なやり方で複数回できるかもしれませんね。

(福田委員)

そのPTA会長さんが、自分も、ぜひ来年はインストラクターの方をやりたいというふうに言われていたので、やっぱり、反応は大きいですね。

(越智会長)

ちょっとそのへんもお考えていただいて。

一つの話題ですいぶん時間をかけましたけれども、いかがでしょうか、まだございましたら、もう少し。

よろしいですか。はい、どうぞ。

(平田委員)

すみません、ちょっと話が戻るのですけれども、先ほど別紙で、こちら、私たちの答申の中で、フィルタリング機能の基準はいろいろな人の意見を反映したものにしましょうねということを答申したわけですが。

先ほどの話だとメディア・インストラクターの方が、その情報提供とかをきっと受けているかと思うのですが、市の方はそれは把握されていないと言われたのですが。

そうすると、やっぱり、いろいろな、市民の方、学校関係者の方、保護者の方がどういうふうを考えているのかというのが、たぶん出てこないと思うのです。特にこの場ではきちんとそこを教えていただいて、その基準なんかをまた変えた方がいいんじゃないかということを、また議論を少ししたいので。

そこらへんは、たぶん走り出したばかりなので、そういうところがあるのは重々承知していますけれども、私どものした答申からすると、やっぱり、ここはきちんとやっていただきたいなと思います。

■議題2 「携帯電話の利用状況等に関する保護者アンケートの結果について」

(越智会長)

それは私からも。私からもというのは、やっぱり、審議会はそういう約束をしていますので、そういう声を、なるべく集まってくるのを待つのではなくて集めるのが、これがその一方でしなければいけないと思うのです。

次の議題でありますアンケートにも係わってくるのですけれども、アンケート、その中でひょっとしたらそういう意見が、フィルタリングに係わるようなご意見が出てくる可能性もございますので。ちょ

っとやっぱり、ある程度集めるような工夫もしていただければなというふうに思います。

よろしいでしょうか、第1番目の議題について、何かほかにございましたら、また。よろしいですか。

それでは、2番目の方の議題の方に入らせていただきます。

議題2ですが、「携帯電話の利用状況等に関する保護者アンケート」というものをされました。その結果について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元の資料の2の方をご覧くださいと思います。「携帯電話の利用状況等に関する保護者アンケート」の結果についてということで資料をつくっております。これは表題のとおりアンケート調査をいたしました。

アンケートの内容ということですが、まず、「調査目的」ですが、条例施行後、ほぼ半年経過後におけるフィルタリングの利用状況について実態調査ということで、アンケートですが、意識調査というよりもフィルタリングの利用状況に対する実態調査を行いました。

調査対象は、小学校4年生から高校3年生までの児童生徒の保護者になります。

それで、回答数ですが2,149。その内訳は、そこに書いてありますように、小学生の保護者が749、中学校711、高校689人ということになっておりまして。これは、資料配布数は2,374ということで、回収率は90.5%となっております。

調査の方法ですけれども、調査用紙を学校経由で用紙も配布して、記入していただいたものを学校経由で回収をさせていただいております。そのアンケートについては、無記名、自書式ということにしております。

それで、この先ほど言いましたサンプルの抽出方法ということなのですが、小学校と中学校につきましては、学校規模あるいは地域特性、市街地である、ニュータウンである、農村地域であるかということを配慮しまして、各区から小学校、中学校それぞれ1校を選定しております。高等学校については全日制の市立高等学校、7校ございまして、これを全校調査しております。

それで、小学校4年生から高校3年生までの各学年1クラス。ただ、1クラスの最低数は30名ということで、小学校、場合によってはクラス人数のすごく規模の小さいところもいくつか出てきます。これも配慮して30人となるということを目途に保護者を対象にしてアンケートを行っております。

調査期間は、今年に入りまして1月14日から1月23日の期間としております。

調査設問数の内容ですけれども、ちょっと緊急ということも少しありましたもので、A4、1枚に質問用紙を収まるようにということで考えておりまして、6問、児童生徒の性別、児童生徒の学年、児童生徒の携帯電話所持の状況、フィルタリングの利用状況、フィルタリングを利用していない人は、その理由、最後に、フィルタリングを使って困ったというようなことがあったら、その内容についてお伺いしております。

2枚目を見ていただきたいと思います。

「調査結果の概要」ですけれども、(2)のところの説明をさせていただきますけれども、携帯電話の利用状況ということで、所持状況になろうかと思いますけれども、小学校4年生、6年生で24.2%のほぼ4人に1人、中学生で44.7%、高校生で94.2%という数字になっております。

それで、点線の括弧書きのところでございますけれども、国の方でも昨年末に携帯電話についての調査を行っております。文科省が行っております。国の方は小学校6年と中学2年、高校2年と調査となっておりますので、私どもの調査のうちの小学校6年、中学校2年生、高校2年生を抽出して比較をさ

せていただいています。その比較によりますと、自分専用の携帯電話を持っているかどうかということ
でいえば、広島市で、小学校6年では 30.7%、全国 24.7%。若干6%ですか、広島市の方が高い。中
学生はほぼ同じぐらい、高校もほぼ同じぐらいというような結果になっております。

さらにフィルタリングの利用状況ですけれども、現状でしている、あるいは今後利用する予定である、
それから、インターネット自体を利用できない機種とか、あるいは設定というのですか、契約がインタ
ーネットを利用できないように契約しているというようなことを含めた場合、広島市の場合に、小学生
で 77.3%が何らかの形でインターネットへの接続がアクセス制限されている。中学校で 57%、高校で
32.1%、学年によってバラツキがありますけれども、学年が上がるにつれてフィルタリングの利用が減
少しているということです。

特にフィルタリングの利用が高校1年では 45.9 と比較的高い数値だったのに対して、高校2年の調
査でこれが 25%と、ガクンと1年と2年の間に落差があるというのが結果で出ておるのですが、その
原因についてはなかなか難しいところがあるかと思えます。

全国のフィルタリングの利用状況ということで全国の比較をしております。一番下の方、点線の枠の
中ですが、計のところで見ますと、小学校6年生でいえば6%程度フィルタリング利用、そういった状
況である、高いと。それから、中学生で12%程度、高校生になって5%ぐらい。少しずつ広島市の方が、
そういう利用状況が高いということで。中学校だけ1割ちょっと高いというふうな結果になっておりま
す。

それから、フィルタリングを利用していない、あるいは解除しようとしている理由ということなので
すけれども、1ページに戻っていただいて、小学生、中学生、高校生、いずれの保護者とも「子どもを
信頼している」という回答がもっとも高いということになっています。その例示という形でいくつか述
べさせていただきますけれども。

失礼しました。その他というところで、今、具体的なことも言っていたいておりますけれども、そ
こに例示した形のご意見もございました。

それで、「利用してもしなくても問題は起きないと思ったから」といった回答をしておられる保護者
も、小学校で 12.7%、中学校で 32.1%、高校生で 37.8%という数字になっておりますけれども。これ
も国の方のここにはお示ししておりませんが、先ほどの国の調査では、プロフを開設しているの
が高校2年生の女子で半数、そのことを承知している保護者が 17%ぐらいというようなことで、保護者
の子どもの間で落差があるというようなことの指摘が国の方ではありました。

ここで「子どもを信頼している」という中身が必ずしも実質を伴っているのかどうなのかというこ
とが、我々としては不安の要因だろうというふうには思っております。

最後の「携帯電話を使っていて、実際に困ったことやトラブルの状況」についてお聞きしております
けれども。これについても回答としては、利用料金に関することが最も多く、その次が利用時間に関す
ることということになっております。実際にどういった使い方をしているか、その使い方の中身という
ことではなくて、利用料金あるいは利用時間といったようなお答えが多いということです。

その具体的な設問としては、「その他」の例ということいくつか例示させていただいておりますけれ
ども、そういう一例も実際にあったということでございます。

それで、具体的にアンケート結果を集計したものについては、引き続き 10 ページ以降データとして
お付けしておりますので、後ほどご覧いただいたらというふうに思います。

以上でございます。

■質疑応答

(越智会長)

はい、ちょっと確認させていただきたいのですが、「フィルタリングを利用しない、又は解除しようとする理由」、これは自由記述なのですか、それとも、選択してある。

(事務局)

7項目ですか。7項目の例示として、例えば、「子どもを信頼している」とか、「フィルタリング・サービスを知らなかった」というので、項目を7個ほど提示して、「その他」ということを1項目設けて。自由記述をしていただきまして、それをまたいくつか例示させていただいているということです。

(越智会長)

はい、もう一つ確認しておきたい。

「その他」の例で「自己責任だと思う」というふうに書いてあるのは、子どもが、何ていうか、そういうフィルタリングを利用しないで問題を抱え込む、それは自己責任だという親の意見なのですか、これ。

(事務局)

親の意見です。全部、全て保護者が回答しておられると。

(越智会長)

なるほど、そうですか。

何かお気づきのことございましたら。どうぞ。

(松田委員)

またいくつか質問させていただきたいのですが。

まず、私は今中学校のそれから教育者会議の委員として係わっていると。それと、あと、高校の方は、福田さんと同じように高校のPTAという、役員という立場なのですけども。この数字を見たら、例えば所持率がですね、実態とかなり違うのですよね。というのは、私の子どもが高校3年生という、今年卒業したのですけれども、卒業して初めて携帯電話を買ったのですね。それで、それまでは、先生に聞いても、友達に聞いても、クラブの先生に聞いても、携帯電話を持っていないのは松田だけ一人だと。つまり、クラスでも一人しか携帯電話を持っていない子はいなかったし、クラブでもクラスでも一人だったのですね。というので、はっきり言うと国泰寺高校です。県立高校としては厳しい方の高校です、どちらかという。それで、その高校で、どんどん、もうわが子ぐらいしか携帯を持っていないというような、実態でした。

それで中学校でも、中学校は、うちは南区の字品なので古い住宅街けどね、昔からある住宅街で。これは学校の方が夏に調査されたのですけれども、小中ともに、もう10%超えていました。学年間とか小学校・中学校であまり差がないという話だったのです。これは、たぶん、どんどん下の学年はもっと早くから携帯を持たせていて、それで、そういう結果になっているのだろうという感じだったのですけれども。

ちょっとこの数字を見ると、それが実際に接している部分とはずいぶん低いような気がするのですけ

れども。例えば、小学校なんかだと各地区に分けているわけで、1校ずつに何人ということなのですから、その地区間の差というのがもしかするとかなりあるのじゃないかなという気もしたのですけれども。それを実際捉えられているかどうかということと。

実は、高校3年生で高校を卒業した息子が携帯を買うときに、ソフトバンクに行ったのですけれども。ソフトバンクでは、まだ現役の高校生ですから、フィルタリングに関する説明というのはほとんどなかった。ですから、条例があるわけですから業者への指導というのは実際どのあたりまでなっているのかと。

買ったのはiPodというアップルの携帯なのですから、これは、実は携帯のフィルタリングに掛からないのですよ。それで、おそらく夏のモデルからペアレント・コントロールが入るのですね。ですから、むしろ単純な携帯のフィルタリングよりは、もっと高機能で望ましいフィルタリング、ペアレンタル・コントロールが入るのですけれども。その説明もない。その説明もなしにiPhoneだから、1項目だけフィルタリングが掛かりませんよという項目が1項目だけありました。

ただ、フィルタリングを掛けなきゃいけないという、本来は掛けなきゃいけないだという説明もなければ、夏まで待てば、もっとちゃんとしたのが出ますよという説明もないと。ちょっとそういう、私はその場面にいましたけれども、窓口にはいましたけれども、そういう指導が、どうもちゃんとされていないのではないかなという印象を受けました。

あと、その学校もですね、教育者委員会は中学校・高校ともに入っているのですけれども、高校の方で評価委員会に入っているのですけれども、学校の方の意識も非常に低くてですね。そのあたりはもう少し指導課あたりとの連携もいるのではないかと。まあ、具体的なことはなにも知らないのですけれども、ちょっと空気から感じるころだそうですね、やっぱり、育成課からとか指導課の学校に対するのはずいぶん違うのではないかなという気もしてまして。そのあたり、ご指導、もう少し必要なんじゃないかなという気もしたのですが、そのあたり回答をお願いします。

(事務局)

携帯の所有率が、まあ、思いよりも少ないのではないかなというお話でした。

よく言われているのは3・6・9ですね、小学校3割、中学校6割、高校9割という。高校については94.2%という所有率ですので、ほぼ実態に近い数字が出たのかなというふうに思っております。それで、小学生についても4年生から6年生に聞いております質問で24.2%という数字になっているのですが、小学校6年だけでみれば30.7%というので、まあ、比較的3割という数字かなというふうに素直に読んでいました。

中学生がちょっと思いよりも少し少ないかと、45%というのは何かどうなのだろうなというふうな、出た数字なのでやむをえないのですけれども、ちょっと若干一般的に言われるよりも低い数字で結果が出ているのかなというふうに。

(松田委員)

宇品中は50数%だったのですよ。

(事務局)

ええ、というふうに私も思っております。

中学校がですね、1年生が37%で、それで、3年生になると51.6%ということで、やっぱり、学年

でちょっと開きが今回も大きかったなど。

(松田委員)

その地域差なのか。宇品中は1、2、3、全く全部50%以上で差がなかったですね。だから、そこが。

(事務局)

ええ、そこまで追跡できていないので、ちょっと申し訳ないのですが、比較的地域性も万遍なく拾ったということもあったのでそういう数字が出たのかなと。まあ、サンプル数も、数的にはあるのですが、そういうふうの一つずつ地域性を配慮しながらやったということも、ある意味結果が出ているということはあると思います。

事業者とは断続的ということなのですが、ずっと話し合いの場を設けております。11月にも携帯事業者に全部集まっていたいただいて協議の場を持っております。

我々の方からは条例の趣旨に沿った取り扱いをしてほしいということは常々お願いしているということで、今度また、その会があったときには、こういう話が出ているということをおっしゃっていただこうと思っております。

学校への働きかけということですが、これについては、確かに学校教育を所管しておりますのは学校教育部というところで、我々は青少年育成部でちょっと違うということもありますが、ただ、この条例以後は関係者の課長会議というのを指導1課、指導2課、それから、管理課という関係課長が集まって会議の場を設けておまして、これに教育センターも入ってもらっている。

教育センターというのは教員の研修を行うところですので、新任研修とか、新任校長研修とか、そういう場で、この携帯問題について、ぜひ研修項目に取り上げていただきたいということで、下田先生にも何かお願いできかなというふうな相談も実は私も受けたので、非常にお忙しい方だよということだけは情報提供をしておきました。

ぜひ、この携帯問題について教職員への研修をしていく必要があるということは認識しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

(越智会長)

松田委員のおっしゃった学校の側の意識が低いということの何か具体的な中身は。

(松田委員)

今ですね、学校、中学校にしても、これは小学校にしても、たぶんそうだと思うのですが、私の係わっている中学校にしても高校にしても、学校経営計画というのはかなり細かく、本当に細かく書いてあるわけですね。ものすごい項目があって、それについていろいろな目標値を設定して、その評価をしていると。その目標そのものについてはやっていて、あるいは評価そのものについては、それは全部評価委員会がチェックするわけですね。その項目に上がってこないのですね、この携帯の資料だとか電子メディアに関することというのは。我々だけでなく、私が係わっている部分については言っていますけれども、たぶん、ほかでもそうなっているのではないかなという。

つまり、先生にすると、つまり学校側にすると、学校経営、本当に、これ、ずいぶん細かい生徒指導のような話で、それこそ朝食摂るかみたいなことまで書いてあるわけですよ。その中に全く入ってこないというのは、やっぱり、意識が全然低いんじゃないかなという具合に思います。

(小田副会長)

今のは学校そのもののの中に携帯を持ってきたらいけないという基本的な考え方があるからじゃないですか。

(松田委員)

携帯を持ってくる、こないというのは、あります。ただ、携帯を持てこないというのは、私のこの電子メディアの云々については、ほとんど解決にはならないという気がしますね。ですから、本来の電子メディアとどう付き合ってみるかというところでの教育ですよ、教育なり、啓発なりというところが全くないというところだと、現状では、というふうに思いました。

(小田副会長)

私もですね、何回か、そういう、高校にお話しに行きましたけれども。基本的には、学校は、携帯は持ってきてはいけないというルールがあって、それに準じているというのは、学校側のお答えです。実態と建前論、本音と建前論でいうと、それはきちんとかみ合っていないという。

ある学校に行ったら、ルールをつくって、その学校の生徒たちにルールをつくって、それを自分たちでルールをつくらせて、ルールが破れたら、それは携帯中止ですよというような話をした学校というのは僕は知っています。

ただ、そういった部分のところが本当にきちんとできてない段階でしたら、今お話しのような評価の基準に乗ってこないという、まさにそれだと思いますね。

ただ、実態をもっと学校に決定して、それを 94、95 とか言いますけれど、私の情報の中には実は 100% を超えているところもね、もう超えているところもあります。一人 2 台持っているのですよ。ひどい子は 3 台持っています。使い分けているのです。こういう、もう実態があるということをもっとやっぱり、我々行政サイドのこういう審議会等がしっかりと押さえた行動を取らない限りはですね。本当にびっくりしたのですけれども、一番びっくりしたのは、学生の中、大学生の女の子なんか 2 台持っているのなんてのは、もうザラです。いつから持っているのという、高校ぐらいから持ってたっていう子がいますから。その使い分けということも含めて、やっぱり、100%ではなくて、もう 130%ぐらいにいく可能性だってあるということ、やっぱり、もう少し我々は認知したうえで行動していかなければならないという気持ちはあります。

(松田委員)

これ、市立高校ですけれども。実は長男の方は市立高校に行ってたのですね。長男は高校のときは携帯を持っていました。ただ、学校に持っていったことはないですね。それで、クラブに入っていましたから、遠征のときなんか母親が持たせたがってたのですよ。でも、まあ、結構まじめな子だったので持っていかなかったのですが、先生が「見つからんように」というふうにおっしゃっていたと。それで、出るときに先生としては携帯がないと不便だというのですよ。子どもが携帯を持っていないと。だから、建前としてはあるのだけれども、持ってきてはいけないということになっているのだけれども、このときに持っていた方が便利だから、見つからんように持ってこいよとはっきりおっしゃっているという話を聞きました。

(越智会長)

いろいろな個別な問題というのはあるのだと思うのですが、ただ、やはり、この審議会が出発するときにフィルタリングを議論したわけですが、被害者と加害者を出さない、青少年の中にそういうふうな被害・加害に係わるような、そういうようなのをとにかく出さない。彼らの多くは学校にいるわけですよね。ですから、学校がやはり、それなりの対応をしないと効果というのはないことは、これはもう明らかなので。

それは、別に学校の評価項目の中にあるかないとか、そういうことだけではなくて、やはり、先生方の意識を高める、そういうことは当然教育委員会ですからしなくてはいけないわけなので、青少年育成と指導の仕事の中身が違うというのは、これは全く理由にはならないですよね。

ですから、横の連携が大切ならば横の連携をもっと密にするような工夫をしなければいかんと。これ、実行あるものに条例もなっていないだろうと思うのです。そういうようなのに私たちも気をつけてやらないといけないと、そういうふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

(小田副会長)

ここはフィルタリングの問題のところなので、特にですね、今おっしゃった、各業者にお話をするといいところですが、そのへんのところで、今言ったように、ソフトバンクがほとんどそれをやっていない。そういういろいろなところの調査ですね、そういったところも、やっぱり、もっとオープンに。例えば、市の広報の中にそういうのをどんどん出していくというような作業をされた方がいいと思うのです。それが見えてこないから業者も動かないと思うのです。そういうものが広報の中に、どんどん、どんどん、そこへ差し込まれていって、みんなが周知されていって、周りの人から「あんたのところ出していないじゃない」という、そういうところにもっていかないかぎりでは啓発にはなっていないと思うのですね。

そのためには、私は思うのですが、行政がその業者を呼んでお話をするときに、もっと一般のそういうことに興味を持って係わっている方々を呼んで、そこで話をさせる。これを僕は重要なポイントであると思いますので、ぜひ、そういったことも今後ですね、はっきりさせていっていただきたいというふうに思います。

(越智会長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

どれぐらい時間が必要でしょうか。もしございませんようでしたら。

(越智会長)

ああ、ありますか。それじゃ、どうぞ。

(下田委員)

小田さんのご発言に私も賛成で、市民というか、特に保護者の方を呼んで入れるというのは実際、子どものインターネット問題の、インターネット利用の責任者であると同時に消費者なのですね。だから、業者は消費者が見ているという意識を持つということに私は大賛成ですね、ええ、そうした方がいいと

思いますね。以上です。

(越智会長)

はい、ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、またお帰りになってからでもですね、このアンケート調査をもう一度ご覧いただいて、何かそのときにお気づきのことが出てきましたら、また、事務局のほうにお聞かせいただければというように思います。

(事務局)

すみません、1点だけちょっと追加で説明させていただきたいと思います。

この調査結果でフィルタリングを解除しようとするというのが出ているのですが、以前、この審議会の場で、店舗の方が仲介して、そして、ドコモの3店舗で5割近い解除があるよというような話をお伺いしたということをご報告したことがあると思うのですが。

それで、この件について、店舗はドコモの店舗のみ、3店舗ということだったのでドコモの方に問い合わせというのですか、話を聞きにまいりました。

ドコモの方としては、各店舗ではそういったデータを残してないはずなので、いわゆる印象としてそういうふうに言われたのかなということで、確証のあるデータではないと思いますということでした。

それで、各事業者に対して、また別途集まっていた機会に、各事業者から回収率を出してくれと頼んだのですが、これはそれぞれの企業の戦略上の秘密ということで出せないと。要するに広島市域の販売数、フィルタリング装着数、解除数というものを知りたいということでお願いしたのですが、難しいということでした。

この通信事業者間の団体があるのですが、そこでもお願いしたのですが、そこも全体数を持っているだけで広島市として限定したものを持っていないという回答でした。

ということで、このアンケート調査の中に、ちょっとそういう解除についてお聞きしておりますけれども、現状でフィルタリングを掛けている方で解除をしようという方は非常に少数であったと。小学校では0、中学校で0.6%、高校で0.3%ですから、実数としては中学校より高校のほうで2人ほど解除しようと思っているというご回答でした。

我々としたら、フィルタリングを掛けておられる方は、まあ、保護者の方は解除をするというお考えは持っておられないと。ただ、現状でフィルタリングの装着数は5割、高校では3割ぐらいになるというふうに、子どもさんを信頼して、子どもさんから言われると解除をしている、もう既に解除をしているのかなというふうに思っております。

以上、簡単に、ちょっと前回の調査に係わってそういう事情がありましたので、ご報告をさせていただきました。

では、引き続き、会長さんにお返しいたします。

(越智会長)

ああ、いいですか。

そうですね、販売店との問題というのは結構簡単かなと思ったのですが、難しいところがあるのです。その数字を出してもらわないことには、どれほどの効果があったかというのは、判断材料にはできませんよね。これはちょっと、まあ、ちょっと今日は議論する時間はありませんけれども、もう

ちょっと考えていく、継続審議というか、これは、やっぱり、もう少し協力していただけるような形にしていだかないといけませんね。場合によっては、対応をとるということにする必要があるのかもしれない。

それでは、もうございませんようでしたら、第2の議題はこのへんで終わりにさせていただきたいと思いますが、何かございますか、よろしいですか。

では、ありがとうございました。それでは、議題2をこれで終わりにさせていただいて、その他ののですが、資料がございましたように下田委員の方から、また新たな情報提供をしていただくということにしたいと思います。

タイトルが、「健全サイト認定の内容とフィルタリング・サービスの実状、問題点について」ということです。

これでよろしいですか、この1枚もので。

(下田委員)

レジュメです。

(越智会長)

レジュメですね、はい、分かりました。

それでは、準備が出来次第、お願いいたします。

(下田委員)

それでは、レジュメに沿ってお話をしたいと思います。

広島条例は全国的に最も注目されているということですが、この条例の性質に伴って市民への啓発活動をする際には条例の存在の周知も含めてですが、そういう市民へのメディア・リテラシー啓発活動を活発化させて、そして、条例の実質、存在感を。

ちょっとお待ちくださいね。

(プロジェクター 準備)

(下田委員)

それで、そういう中で一つ、市民インストラクターという保護者の立場でペアレンタル・コントロールをするべきであるという啓発をしている人材の養成と活動。その中でも特に啓発だけではなくてサイト評価やそういったフィルタリング性の機能のテストですね、これは審議会の答申でも、保護者が教育関係者の意見を反映して参考にすべきだということになっていますから、ここは非常に重要だろうと思いますね。

フィルタリング活用というのは国民運動に今はなっているわけですが、問題はどこの自治体からもフィルタリングの中身がいいのかどうかという問題提起が出ていない。もし出た場合、それをやるとすれば、この条例をつくった広島が答申の中にも出しているわけだから、親同士の立場から、このフィルタリングは、まだ改良の余地があるとか改善してくれということを言わなきゃいけないだろうということで、今日は、そのための参考の情報をいくつか出させていただきました。

レジュメ1、2、3に沿っていきますと、1のところ、これは、もう分かっていることを改めて言っ

ているわけですが、この別紙の方の電子メディア・インストラクター、これは私がつくったものじゃなくて、一部長がつくったものです。その中で電子メディア・インストラクターの啓発とは別にネットの見守りということで、二つの活動がメインになっているわけですね、別紙の図の中に。有害情報の判断、フィルタリング機能の評価。これは切り離せないもの、表裏一体のものであるということを改めて確認したうえで、2番、3番の話に移りたいと思うのですが。

ちょっとくどいようですが、読みます。

フィルタリングというのは、情報の有害性あるいは有益性を判断する作業、これは基準づくりですね、具体的にはサイト評価、このサイトは子どもに使わせていいサイトなのか、悪いサイトなのか、この基準があって初めてフィルタリングのサービスが作動するわけです。ですから、フィルタリングの検証というのは、どんな基準でフィルタリング・サービスが動いているかというサイト評価の基準、そこを根底で問題にしなきゃいかんだろうということを補足して説明します。

これから業界の判断基準というものについて、2番のところで、これを前提にしてお話しますと、通称EMAと言われる第三者機関というサイト評価機関ができたわけですが、このサイトは子どもにとって健全だよと、健全なサイトであると、では、保護者、教員の皆さん、安心して子どもに使わせてほしいという合格の判子を押しているわけですが、そこを一度も見ないで信用していいのか、判定していいのか、ここのところを問わないと、いろいろなアイデアがあって、全国的なフィルタリング普及運動に意味がないということを私も考えています。

群馬県の取組を少し紹介したいと思いますが、例えば、うちのインストラクターはこういうことをやっているという。

ちょっと画面を表示してください。

(プロジェクター 説明)

(越智会長)

もう少し見てください。

まあ、こういうことです。

(プロジェクター 説明)

(下田委員)

はい、これは、ちょっと広島市に来るということで、2日前から簡単にうちの中でつくったものなのですが、群馬県の市民インストラクター指定研修協議会は、それぞれがこういうサイトを見て、どこに問題があるかということを共有化するために、まず、インストラクター間でこういう情報交換するので、それを基に知ったことを知らせていって考えてもらうというスタイルをつくっております。

モバゲータウンを……にしていたのですが、これは、なぜここをこのサイトにしたかというところ、ここが健全だというふうにお墨付きを第三者機関からもらった、言い換えれば中心的なサイトですね。青少年に健全だというサイトの認証の基準は一体どこになるのかというふうにいえば、例えば、ああいう、まあ、問題点はいろいろあるのですね、お金の問題だとかいろいろあるのですけれども、分かりやすく2点だけ入れたのは、一つは、モバゲータウンに形式的な学校裏サイトが滑り込んだという形になっていて、健全に認証を受けているのはおかしいのではないかと。

学校裏サイトというのは、私が文科省から頼まれて、全国学校裏サイト調査をやった責任者なので申し上げますと、学校の生徒指導の担当者をはじめ、学校裏サイトパトロールを始めているわけですね、生徒指導担当者が。そういうこともあったりして業者が、子どもが先生に見られているというので、嫌がっているというところの心理について、じゃあ、こちらにいらっしゃいということで、……サイトの中のSNSと言われるところに誘い込んでいるのですね。その母体の……のところは100万単位で入っているわけです、この中にね。そこを見てもらったのですが。モバケータウンというところ。

それか、そのSNSから……につながって、さらにそこから出会いのサービスである……サービスにつながっていると、こういうことなのですね。

この……をどうしていくかということは、もちろん、当時者の子ども、あるいは相手が大人であるので分からないのですけれども、しかし、この構造自体が実は……につなげてしまう、出会いにつなげてしまう構造自体が、サービス向上自体が非常に問題があるわけなのですね。

ここはそういう出会いにつながるサービスをしてはいけないというのは認定基準にあったのじゃないかと思うのですが、現実はどういうことになっちゃっているのだけれども、説明は一切ないわけです。

このサイトが使われるわけです、フィルタリングで。有料という判子を押されたら。だから、広島としてフィルタリングを普及をするという前に、そのフィルタリングで遠のいてしまう健全サイトと言われるのは何なのかというのを、群馬県よりも広島市はもっと真剣に調べる必要があるのじゃないかというふうに私どもは考えて今日お話をしたわけです。

それから、健全サイトを認定する第三者機関はネット広告について健全か、青少年にいい広告かどうかをチェックしていないのですね。それはおかしいと。これは文科省の全国学校裏サイト調査のときに、私は子どもたちの書き込み内容だけでなく、この受発信をさせている、遊び場に離れているネット広告を問題にしなければいけないということで、そこは調査項目の中に入れて、そして、学校裏サイト調査の問題点ということで報告してあるのです、実は。

文科省は、これを仕上げていないのに言っていないのですね。それはなぜかというと、広告を読むだけでなく、これをクリックすると、漫画が、例えば警察庁の有害漫画っていうカテゴリーに入る漫画が、簡単に手元に入ってしまうと。薬物であればゲットしてしまう。場合には手に入るわけですから、広告を運ぶ入口になっているわけですから、だから、なぜ問題にしないのだっていうことは私は文科省に言っているのですが、文科省は動かない、彼らはね。ただ、健全育成からいえば、これは、やっぱり、問題だろうと。

こういう有害性漫画を売っている広告を掲載したサイトを健全だというふうに認めているのは、一体どういう訳なのかということを、やっぱり、問い質さないといけないのではないのかなと。これはフィルタリングで使えるサイトにあった場合に。

そのあと問題があったので、モバケーさんは必死になって認定をもらったわけですが、これ、2日前の……ですからね、全然変わっていないのです。

という調べを教育委員会と保護者、市民が知らないと、業者が認定した、業者が子どもにとっていいと、健全だと言っていることが本当に親や教員にとって安心できるものなのかどうかと言えないのじゃないかなと思うと、こういう現実があるということをお話しているわけです。

ここをきちっとしないと、フィルタリングを掛けろ、掛けろと言って意味がないということを申し上げて、3番の話に移りますけれども。こういった見極めをするポイントについて今お話をしているわけですが、これは、たまたまモバゲーだけの話なのですが、EMAの認定サイト全部について各市で手分

けをして、広島といっても皆さん人員も限られているので、京都、奈良、群馬とみんなで手分けをして、健全だということで認定されたサイトを親を通しての視点から、子どもを守る視点からチェックすると。こういうものが入るといったときには、大概の中学校は言わなくてはいけない。広島独自でおやりになってもそれはかまわないと思うのですがね、できれば他県で一緒にやったほうが早いだろうし、広島で条例をつくったにしてもフィルタリングの中身を正すということには役立っていないかもしれないから、これは一緒にやらないかという提案をしたということです。

その前提に、今後のフィルタリング・サービスの動向についてお話をしたいと思います。3番、4番と一緒に話しますが、これは2005年に警察庁の少年インターネット利用問題研究会の報告書としてまとめて、そして、携帯業界に対してフィルタリングを絶対に掛けなければだめだということを言ったわけですね。

そのときにプリセットという言葉が我々は使っているのですが、親の承諾とか何とかという前に、未成年者が扱うとなれば最初からきついフィルタリング、まあ、ホワイトリスト方式ですね。そのきついのを掛けて、そして、あとは、子どもがどうしてもという場合は親が責任を持ってサイトを強化して外していくという方法を提案したのですね。

携帯でいうと総務省はそれを警察庁から、我々の委員会から提案を受けて、総務省……フィルタリングを掛けろということで、ホワイトリスト方式のプリセットを……ということは私の方へ情報として伝わってきたのですね。

ところが現実はそうではなくてブラックリスト方式に変わっているわけです。フィルタリングの専門家はみんな知っていることなのですが、ブラックリストが非常に緩いわけですから、しっかりと親や教師が見守っていないとブラックリストに上がっていても安心できないのですね、基本的に。

そのうえでなおかつこれまで問題・事件を起こしたりしてきたサイトを健全化させて、認証して、そして、使わせるという、そういう、さらに緩いフィルタリングが現れてしまったのではないかということをお私どもは検証しております。

これは広島市が……情報をおつくりになって答申も出されておりますが、広島市が、筋からいえば、……として……なければいけないという立場にあるのではないかというように考えるわけですね。

最終的には、これは私の個人的な、今までの客観的な状況について言ったのですが。

あっ、それともう一つですね、実は私が今言っているブラックリスト方式で第三者機構という名前の業界が認定したサイトを通してしまうというフィルタリングのあり方というのは問題なのです。今、内容的に問題だということと、それから、基本的に国際グローバルスタンダードになっていないのですね。

どういうことかというと、子どもに使わせるサイトあるいは情報内容の良し悪しを決めるのは業者ではないのです。これは国際的な常識なのです。これを決めるのは、ペアレンタル・コントロールという考えが日本の社会にないので、こういう発想が出てこないと思うのですが、あくまで子どものインターネット利用によってその情報の良し悪しを決めるのは保護者なのです。保護者がこのサイトがいい、このサイトは悪いと決めて、そして、保護者の子育て、責任を助けるツールとしてフィルタリングソフトがあるのです。フィルタリング・サービスがあるのです。これは国際的な常識なのですが、日本は業者が決めて、そして、その業者の団体がサイトの中身の変更を公的に、第三者という形で認めながら、サイト数、子どもの利用できる、つまり、フィルタリングを限定されている……ということがこれは国際的な状況で、アブノーマルなのです。

このことは実は外資系の企業のほうがよく分かっているということが分かったのです。去年の10

月に広島市の教育委員会のどなたが東京に来ていただいたかと思うのですが、実はマイクロソフト社とヤフー……が日本のこういうフィルタリング・サービスのあり方の主観を持って、そして、私にシンポジウム構成の依頼をしてきたのですね。

同じアメリカ……にアドバイスとか……するのは、しかも所管の総務省の課長がいるので、分かりやすくいえば、自分たちで言いたくないから私に言わせたのですね。

ペアレンタル・コントロールという考えを日本の社会に広めるためのシンポジウムを業界、アメリカの企業がお金を出してやって、そこにマスコミの注目を集めるために国会議員を呼んで、青少年インターネットの法律をつくった関連議員ですね。それと、小渕大臣を呼んで、そして、結構お金のかかるシンポジウムになったのですね。

そのときに初めて業界も日本の子どもを守るフィルタリングの具合が変だということが分かったのですね。ですから、これは私個人の意見ではなくて、外資系の企業がおかしいぞと言っているということをご認識いただきたいのですね。

これはおかしいということについては、実は携帯電話料……は最初から分かっていた。実を言いますと、2003年に私は日本の携帯電話業界にフィルタリング・サービスを提示しないといけないということと、保護者が決める、保護者を助けるためのフィルタリングにしなければいけないということを言ったのですね。

ドコモも実はそれを分かっていたわけなのです。私の言ったことも分かっていたということは、よく分かったのですね。

2日ぐらい前ですかね、各紙朝刊に全面広告をドコモは社長が登場して、そして、カスタマイズイング方式のフィルタリングを始めると宣伝をしたはずなのですが、それは私がドコモの……発言……、ああ、ようやく始めるのかと思って、いいことだなと思ったんですが、やっと気がついたんです。

ちょっと時間がないから詳しくは説明しませんが、このカスタマイズを保護者の要求に沿ってフィルタリングのサービスのレベルを決めますよと、これは非常にオーソドックスで正当なフィルタリングですよ。このサービスをキャリアアップするためには相当な巨額な投資を必要とするということは、私も分かっていた指摘しましたから、ようやく、やる気になったと思っていたのですが、よく考えてみたら、子ども携帯インターネット利用のサイト選定の責任は全部、保護者だと。業界は一切関係はないぞ、責任は保護者にあるぞと、そういう図式にもなるわけです、これは。

ということは、現在掛けているフィルタリングに自信がないということです。カスタマイズ方式にして完全に保護者に責任を取らせる、それはいいことなのですが、反面、責任は、きちっと業界あるいは社会的に保護者を賢くして、十分な判断、サイト評価の方法を提供しない限りは、完全に責任転嫁になってしまうという方向で動いています。あれだけ新聞広告を出したのだから、もうあとには引かないと思いますから、フィルタリングという問題を今のレベルで考えてはいけないということを審議会の委員の皆さんに知っていただきたい。

フィルタリングの中身は今は悪い、悪いので、業界はドコモを先頭にして全く新しいタイプのフィルタリング・サービスに切り替えようとしている。これをどういうふうに評価していくのかということは広島市に課せられた一つの宿題になっているということを申し上げます。以上です。

(越智会長)

広島市だけではないでしょうけれどもね、フィルタリングに関して一定程度の姿勢を示したということで、しかもそれは改良ないしは是正していくということを公言していますので、しなきゃいけないと

ころですけれども。

ちょっと……ですけれども、そのカスタマイズ、要するに今、パソコンレベルの……フィルタリングになるということですね。

(下田委員)

ええ、そうです、パソコンです。パソコンのフィルタリングがオーソドックスなのですね。

(越智会長)

オーソドックスというよりもね、もうちょっとマイクロソフトにも言いたいことがあって、マイクロソフトと一緒にやりになって、ペアレンタル・コントロールの指導というのを広めたいということかもしれませんが、だいたい遡りますけれども、1989年にクリントンがまだ大統領だった頃、前にもちょっと話したかもしれませんが、クリントンが……という法律に署名して、要するにインターネットの世界からそういう有害情報を除外しようとしたときに真っ先に反対したのはマイクロソフトだけではありませんけれども、アメリカの大手の、まあ、ヤフーもそうですが、こぞって反対して、連合裁判にまでそれを持って行って否決するわけですね。そのあとどうなったかということ、個人の問題だといって、要するにフィルタリングのいろいろなフィルタリングのソフトウェアを買わせるよね。

ですから、フィルタリングが。

(下田委員)

フィルタリングが有害かどうかを明確にしないで保護者に選択をさせるというのはだめだということですね。

(越智会長)

そうそうそう、それはアメリカもいろいろな事情があるのでしょうけれども、実はその図式をね、今は日本にその図式をそのまま、たぶん持ってきているというものはあるのだと思います。

(下田委員)

ええ、携帯インターネットでね。

(越智会長)

ええ、ですから、何って言うのでしょうか、確かにグローバルスタンダード的なものが一面ありますけれども、それをつくりだしたのですね。元々、グローバルスタンダードでやったのではなくて、別のものが、そのスタンダードになる可能性があったのに、ある時点で、かなりアメリカが深く介在してそういうものにしていったということは、やはり、忘れちゃいけないことだと思うのですね。

(下田委員)

韓国も実は有害情報サイトそのものを否定できないのだと。クリントン、ゴア政権が出した、あの問題提起をこだわって、まだ検討しています。ただ、それはそれをすべきだと思いますね。

(越智会長)

例えば、このフィルタリングについてはかなり知られていることですが、かなり国家レベルでかちっとやっているとところもあるんですよね。その代表的なものはアラブ諸国です。アラブ諸国って言うのは国営のプロバイダーを立ち上げて、そこに国営のフィルタリング会社をかませ、そこに国の邪魔になるような情報を全部シャットアウトすると。

それから、シンガポールもそうですね、シンガポールは、……ですので、それに反するような有害情報はシャットアウトすると。……基本的に有害情報のリストアップという判断基準があって、その判断基準の作り方が大きく世界的に見て二つに大成されていて、国家が決めるのか、子どもに関しては消費者であり保護者が決めるのか、その二つの流れがあるということは事実ですね。

日本場合はアメリカスタンダードということで。でも、ヨーロッパもそうなのですから、この流れでいくという傾向がはっきりしてきたと。それがドコモの社長が出た全面広告の意味だというふうに申し上げた。この現実をどう評価するかということを市民のレベルで考えないといけないというのが私の提言なのですね。

(越智会長)

ここの審議会は、親が責任を持たなければいけないということだけではなくて、販売店とか、ついくる側にも責任を分担してもらう方向を。

(下田委員)

そうですね、それを改めて確認をしながら、それぞれの責任を保護者に負わせるのはおかしいと。企業は情報開示をしなければいけない。あるいは行政は保護者に判断能力をつける社会教育プログラムを提供しなければいけないというような発想をもって対応していかなければいけないのかもしれない。私はそのように思っていますね。

(越智会長)

これは議題1のところにも出てまいりましたけれども、フィルタリングの基準あるいはフィルタリングの実際の私たちがつくったリストがありますけれども、その見直しが絡んでくる話です。

何か下田先生のお話について、ご意見あるいはお気づきのことがありましたら、そんなに多くの時間はございませんけれども、ご意見があれば、いかがでしょうか。

(越智会長)

河野先生が初めてなものですから、精神科医という立場からご意見を伺えればなと思っていたのですが。

(河野委員)

すみません、どの関連からのご意見かというか、私、前回初めて発言させていただいて、そのときにも初めて精神科医の立場からの発言というのも少しさせていただいたかとは思いますが。

この間のときには、ひきこもりということに絡めての私の印象を話させていただいたのですが、すみません、もう一度、どういう観点から、今回はお話をさせていただいたらいいかなと、ちょっと急に当てられたので、ちょっとすみません。

(越智会長)

そうですね。

(河野委員)

私たちが対応している方たちっていうのは、非常に未熟だったり稚拙だったり、いろんな知識を持っているというのが前提にあるのです。そういう人たちがこういうIT関係に埋没することにより、さらに人間関係からひきこもるという、こういうネガティブな側面と、だけでも、ひきこもっている人がそういう状況ではなくって、……であれ、何か実態はないけれども、チャットとかですね、そういうものに接触できるポジティブな面もあるという両方の側面は精神医療の中で日々感じることでですね。

だから、全て悪いとか全ていいとか、決してそんなふうには単純には言いきれないものというのはあるのだろうなと。その線引きっていうのが、どこがどういうふうな線引きっていうのは、あまりにも様々なので、どこで線引きするのかというのは非常に難しいだろうなというのが、お答えになっているかどうか分かりませんが。

■閉会

(越智会長)

よろしいですか。

実は予定の時間というのがあるのですが、かなり超過しております。

下田委員が提起された問題というのは、今後ともいうよりも私たちの評価に常につきまといいかざるを得ない問題でございますので、また次回おそらく何回か、まあ、下田委員からお話があると思いますけれども、継続的に話し合っていくことになると思います。

時間のせいにははいけないのですけれども、ご質問がないようでしたら今日の議題はこれで一応終了させていただきたいというように思いますけれども、何かございますか。よろしいですか。それでは、事務局のほうから何かございますかね。

(事務局)

ええ、先ほど下田委員のほうからちょっと出ておりましたが、国が昨年6月に青少年インターネット環境整備法というものを交付しております。これがこの4月1日から施行されるということになります。この法律の中身は我々の条令に非常に近いものがあるということで、フィルタリングについての規定も法律の中で唱っております。

その関係で、以前、法律自体、皆さんのほうに一度お示したとは思っておりますけれども、今日の資料3として、この法律の施行令が出ましたので、一応、見ていただくということで結構ですので、付けさせていただきます。

それから、もう1点、次回のこの審議会ということでございますけれども、6月頃に、新年度の日程調整をさせていただいたうえで開催をしたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

(越智会長)

はい、それではですね、本日の予定されておりました進行は全て、以上で終了いたしました。長時間、

どうもありがとうございました。

(一同)

どうもありがとうございました。

<終了>